

医政発0610第4号
令和8年6月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療計画について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき指針については、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）によりお示しているところであるが、局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

貴職におかれては、これを御了知の上、医療計画の作成と推進に遺憾なきを期されたい。

○ 「医療計画について」(令和5年6月15日付け医政発0615第21号厚生労働省医政局長通知)新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>医療計画作成指針</p> <p>目次</p> <p>はじめに</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 医療計画の内容</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 基準病床数</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 精神病床、結核病床及び感染症病床 (略)</p> <p>なお、法第30条の4第2項第15号に規定する区域(以下「三次医療圏」という。)が1都道府県において2以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第4 医療計画作成の手順等 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準病床数の算定方法</p> <p>(1) 基準病床数の算定方法 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により</p>	<p>(別紙)</p> <p>医療計画作成指針</p> <p>目次</p> <p>はじめに</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 医療計画の内容</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 基準病床数</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 精神病床、結核病床及び感染症病床 (略)</p> <p>なお、法第30条の4第2項第15号に規定する区域(以下「三次医療圏」という。)が1都道府県において2以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めること<u>と</u>。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第4 医療計画作成の手順等 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準病床数の算定方法</p> <p>(1) 基準病床数の算定方法 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により</p>

算出した数を標準とする。

[(令和11年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数の総和) + (令和11年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数の総和) + (令和11年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数の総和) × { 1 - (慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (令和11年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数の総和) × { 1 - (認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数) - (精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出入院患者数)] × (1 / 精神病床利用率)

(注1) (略)

(注2) 注2から注7までにおいて、「X歳(以上)の変化率」とは、「令和2年におけるX歳(以上)の全国の急性期/回復期/慢性期/認知症慢性期入院患者の数に対する令和5年におけるX+3歳(以上)の全国の急性期/回復期/慢性期/認知症慢性期入院患者の数の割合」をいう。

(注3) 「令和11年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数」とは、「令和11年における急性期入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数」をいい、次の1)～4)により算定される数とする。

※ 令和5年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数については、当該年齢が含まれる5歳階級の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者数を5で除した数とする。

1) 0歳から24歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和5年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。

2) 25歳から27歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和5年における、当該年齢から3年を減じた年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

算出した数を標準とする。

[(令和8年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数の総和) + (令和8年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数の総和) + (令和8年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数の総和) × { 1 - (慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (令和8年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数の総和) × { 1 - (認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数) - (精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出入院患者数)] × (1 / 精神病床利用率)

(注1) (略)

(注2) 注2から注7までにおいて、「X歳(以上)の変化率」とは、「平成26年におけるX歳(以上)の全国の急性期/回復期/慢性期/認知症慢性期入院患者の数に対する平成29年におけるX+3歳(以上)の全国の急性期/回復期/慢性期/認知症慢性期入院患者の数の割合」をいう。

(注3) 「令和8年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数」とは、「令和8年における急性期入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数」をいい、次の1)～4)により算定される数とする。

※ 令和2年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数については、当該年齢が含まれる5歳階級の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者数を5で除した数とする。

1) 0歳から24歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和2年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。

2) 25歳から27歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和2年における、当該年齢から3年を減じた年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

とする。

※ 令和11年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数については、1)の考えに基づき、それぞれ、令和5年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。これらのことから、令和11年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ令和5年における22歳から24歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

3) 28歳から89歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和5年における、当該年齢から6年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数

ロ （略）

ハ 基準年齢に3年を加えた年齢の変化率

※ 令和11年における28歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和8年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和8年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数についても同様に、令和5年における22歳から83歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

4) 90歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次のaからcまでを合計した数

a 令和5年における84歳の当該都道府県に住所を有する急性期

とする。

※ 令和8年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和5年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和5年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数については、1)の考えに基づき、それぞれ、令和2年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。これらのことから、令和8年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ令和2年における22歳から24歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

3) 28歳から89歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和2年における、当該年齢から6年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数

ロ （略）

ハ 基準年齢に3年を加えた年齢の変化率

※ 令和8年における28歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和5年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和5年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数についても同様に、令和2年における22歳から83歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

4) 90歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次のaからcまでを合計した数

a 令和2年における84歳の当該都道府県に住所を有する急性期

入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

- b 令和5年における85歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数
- c 令和5年における86歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数
- ロ 令和5年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、87歳以上の変化率を乗じて得た数
- ハ 87歳以上の変化率

※ 令和11年における90歳以上の推計患者数については、令和8年における87歳以上の推計患者数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

ここで、令和8年における87歳以上の推計患者数は、令和8年における87歳から89歳までの推計患者数と、令和8年における90歳以上の推計患者数の和によって求めるところ、令和8年における87歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和5年における84歳から86歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に当該年齢の変化率を乗ずることで求め、令和8年における90歳以上の推計患者数については、令和5年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

(注4) 「令和11年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数」及び「令和11年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数」に関しては、それぞれ、注3において「急性期」とあるのは「回復期」又は「慢性期」と読み替えるものとして求めた数とする。

(注5) 「令和11年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数」に関しては、注3において「急性期」とあるのは「認知症慢性期」と、「0歳から24歳まで」とあるのは「0歳から59歳まで」と、「25歳から27歳まで」あるのは「60歳から62歳まで」と、「22歳から24

入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

- b 令和2年における85歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数
- c 令和2年における86歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数
- ロ 令和2年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、87歳以上の変化率を乗じて得た数
- ハ 87歳以上の変化率

※ 令和8年における90歳以上の推計患者数については、令和5年における87歳以上の推計患者数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

ここで、令和5年における87歳以上の推計患者数は、令和5年における87歳から89歳までの推計患者数と、令和5年における90歳以上の推計患者数の和によって求めるところ、令和5年における87歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和2年における84歳から86歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に当該年齢の変化率を乗ずることで求め、令和5年における90歳以上の推計患者数については、令和2年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

(注4) 「令和8年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数」及び「令和8年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数」に関しては、それぞれ、注3において「急性期」とあるのは「回復期」又は「慢性期」と読み替えるものとして求めた数とする。

(注5) 「令和8年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数」に関しては、注3において「急性期」とあるのは「認知症慢性期」と、「0歳から24歳まで」とあるのは「0歳から59歳まで」と、「25歳から27歳まで」あるのは「60歳から62歳まで」と、「22歳から24

歳まで」とあるのは「57歳から59歳まで」と、「28歳から89歳まで」とあるのは「63歳から89歳まで」と、「25歳から86歳まで」とあるのは「60歳から86歳まで」と、「22歳から83歳まで」とあるのは「57歳から83歳まで」と読み替えるものとして求めた数とする。

(注6) 「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」は、「令和11年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数」を都道府県別の推計人口で除して得た値に1000を乗じて得た値（以下注6において「推計患者率」という。）が0.60以下である場合は0とし、又は0.60を上回る場合であって、推計患者率と0.60の差分が推計患者率の2割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の5割とし、若しくは当該差分が推計患者率の2割以上であるときは0.1とする。ただし、都道府県知事は、この算定した割合に対して、当該割合が0を下回らない範囲で、0以上0.02以下の値を加えること又は減じることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

※ 慢性期入院患者数については、地域移行を一層推進する観点から、今後の政策効果に係る係数を設定している。具体的には、第8次医療計画の最終年である令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値が、令和5年における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準を上回る都道府県

歳まで」とあるのは「57歳から59歳まで」と、「28歳から89歳まで」とあるのは「63歳から89歳まで」と、「25歳から86歳まで」とあるのは「60歳から86歳まで」と、「22歳から83歳まで」とあるのは「57歳から83歳まで」と読み替えるものとして求めた数とする。

(注6) 「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」は、次の1)～4)により算定される数を合計した数を都道府県別の推計人口で除して得た値に1000を乗じて得た値（以下注6において「推計患者率」という。）が0.69以下である場合は0とし、又は0.69を上回る場合であって、推計患者率と0.69の差分が推計患者率の2割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の5割とし、若しくは当該差分が推計患者率の2割以上であるときは0.1とする。ただし、都道府県知事は、この算定した割合に対して、当該割合が0を下回らない範囲で、0以上0.02以下の値を加えること又は減じることができる。

1) 令和8年における0歳から21歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数とする。

2) 令和8年における22歳から24歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数と、当該数に当該年齢の変化率を乗じて得た数を合計した数とする。

3) 令和8年における25歳から86歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数に当該年齢の変化率を乗じて得た数とする。

4) 令和8年における87歳以上の推計患者数に関しては、これらに対応する数を合計した数に、87歳以上の変化率を乗じて得た数とする。

※ 慢性期入院患者数については、地域移行を一層推進する観点から、今後の政策効果に係る係数を設定している。具体的には、第8次医療計画の最終年である令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値が、令和2年における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準を上回る都道府県

は、その水準に近づける方向で、将来推計値を調整する係数を設定している。

「令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値」を求めるにあたって、「都道府県別の推計人口」としては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」において公表されている、令和12年の地域別将来推計人口を用いることとする。

「令和5年における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準」については、優れた取り組みを参考にするとともに、現実的な目標である必要があることから、47都道府県の上位10%が実際に達成している値を参考として、0.60に設定している。

（削る）

（注7）「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」に関して、注6について次の1）～3）のとおり読み替えるものとして求めた割合とする。

- 1）「慢性期」は「認知症慢性期」とする。
- 2）「0.60」は「0.33」とする。

（削る）

は、その水準に近づける方向で、将来推計値を調整する係数を設定している。

「令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値」を求めるにあたって、「都道府県別の推計人口」としては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」において公表されている、令和12年の地域別将来推計人口を用いることとする。

「令和2年における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準」については、優れた取り組みを参考にするとともに、現実的な目標である必要があることから、47都道府県の上位10%が実際に達成している値を参考として、0.69に設定している。

※ 令和11年における0歳から24歳までの各年齢の推計患者数については、注3の1）の考えに基づき、それぞれ令和8年における当該年齢の推計患者数とする。また、令和11年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、注3の2）及び3）の考えに基づき、それぞれ、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数に当該年齢の変化率を乗ずることで求める。したがって、令和11年における推計患者数を求めるにあたっては、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数について、それぞれその数と、その数に当該年齢の変化率を乗じて得た値を合計する必要がある。

（注7）「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」に関して、注6について次の1）～4）のとおり読み替えるものとして求めた割合とする。

- 1）「慢性期」は「認知症慢性期」とする。
- 2）「0.69」は「0.34」とする。
- 3）「0歳から21歳まで」は「0歳から56歳まで」と、「22歳から24歳まで」は「57歳から59歳まで」と、「25歳から86歳まで」は「60

3) 「都道府県別の推計人口」、「人口あたりの」及び「令和12年の地域別将来推計人口」は、それぞれ「都道府県別の65歳以上の推計人口」、「65歳以上の人口あたりの」及び「令和12年における65歳以上の地域別将来推計人口」とする。

(注8)・(注9) (略)

③・④ (略)

(2) (略)

4・5 (略)

第5・第6 (略)

歳から86歳まで」とする。

4) 「都道府県別の推計人口」、「人口あたりの」及び「令和12年の地域別将来推計人口」は、それぞれ「都道府県別の65歳以上の推計人口」、「65歳以上の人口あたりの」及び「令和12年における65歳以上の地域別将来推計人口」とする。

(注8)・(注9) (略)

③・④ (略)

(2) (略)

4・5 (略)

第5・第6 (略)